

令和7年度第2回吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会
議事概要

- 1 日時 令和8年3月23日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 吹田市文化会館（メイシアター） 3階 レセプションホール
- 3 出席者ほか
 - (1) 委員 10名
 - 明石 隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
 - 青木 佳史（大阪弁護士会 弁護士）
 - 徳永 正尚（大阪司法書士会 司法書士）
 - 矢島 繁一（大阪社会福祉士会
相談センター「ぽあとなあ」スーパーバイザー）
 - 三条 健二（吹田市民生・児童委員協議会 会長）
 - 稲垣 亮祐（吹田市医師会 理事）
 - 八田恵美子（吹田市介護保険事業者連絡会
訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会）
 - 村田 優美（吹田市介護保険事業者連絡会居宅介護支援部会）
 - 大西美佳子（吹田市障がい児者等計画相談支援事業者等連絡会 会長）
 - 堀江 篤史（北おおさか信用金庫 吹田支店 支店長）
 - (2) 事務局 17名
 - 梅森 徳晃 福祉部長
 - 田畑 茂洋 福祉部次長（福祉総務室長兼務）
 - 齋藤 知宏 福祉総務室参事
 - 持永 夏子 福祉総務室主幹
 - 本郷 夏実 福祉総務室主査
 - 波多野 真 福祉総務室主査
 - 賀集 恒介 福祉総務室主任
 - 木村ちひろ 福祉総務室主任
 - 中村 海翔 福祉総務室係員
 - 宮崎 正隆 生活福祉室主幹
 - 石井 裕臣 高齢福祉室参事
 - 平井 倫子 障がい福祉室参事
 - 朽久保秀紀 けんりサポートすいた センター一長
 - 山田 春香 けんりサポートすいた 相談員
 - 西村 真哉 けんりサポートすいた 相談員
 - 森本 大介 吹田市社会福祉協議会事務局次長（総務課長事務取扱）
 - 井手本治夫 吹田市社会福祉協議会総括参事

- (3) オブザーバー 4名
井川 真志 大阪家庭裁判所家事第4部部総括判事
市場 祥子 大阪家庭裁判所家事第4部後見センター書記官
角谷 勇輔 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課主査
矢野 陽平 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課副主査
- (4) 傍聴 なし

4 会議資料

- 資料1-1 中核機関事業実績報告書(1月末時点)
資料1-2 中核機関業務実施計画評価シート(1月末時点)
資料1-3 相談事例(センター対応、専門相談・専門職派遣)
資料1-4 けんりサポートすいた 運営委員会・協議会
令和8年度スケジュール
資料2-1 吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書(抜粋)
資料2-2 事例概要
資料2-3 ワークシート

5 内容

- (1) 「けんりサポートすいた」の取組状況
- ・令和7年度実績報告
 - ・令和7年度中核機関業務に係る自己評価並びに市評価
 - ・成年後見制度に関するPR動画の報告
- (2) 権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討
- ①第5次地域福祉計画策定に係る「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」の実施結果
 - ②グループワーク
【テーマ】事例検討

6 議事(会議要旨)

委員長 議題1「けんりサポートすいた」の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 令和7年度けんりサポートすいたの実績報告について説明します。なお、令和8年1月末時点での報告となります。資料1-1の1枚目をご覧ください。センターによる相談・支援の実績です。1の相談件数について、新規ケースについては、月平均で約28件の相談があり、継続ケースについては月平均で約183件となってい

ます。2の相談支援形態については、電話での相談が多い実情があり、けんりサポートすいたのHPの問い合わせフォームからの相談もございました。3は対象者属性で認知症高齢者に関する相談が多く、その他については、診断を受けていない方、もしくは元気な高齢者から等の相談を含んでいます。4は相談者属性で、本人や家族の相談も多いですが、高齢や障がいに関する支援者からの相談も多くなっています。5は相談支援内容別、6は他の専門職へのつなぎ先の実績となっています。続いて、資料1-1の2枚目をご覧ください。こちら令和8年1月末時点の専門相談・専門職派遣の実績で、予約状況についてはどちらも予約枠の半分に満たない程度となっています。こちらの資料には記載はありませんが、2月、3月の実績と予約状況を踏まえると、専門相談は48枠中23件、専門職派遣は24枠中11件の見込みとなっています。以下、2から5については、先ほどのセンター相談・支援の項目と同様のものとなっておりますので御参照ください。また、センター職員で対応した事例と専門相談・専門職派遣で対応したケース概要について、資料1-3に記載しておりますので、のちほど説明させていただきます。続いて、広報啓発の実績をご覧ください。1の①今年度においても、市報すいたや吹田市社協の広報物、社協だよりに記事を掲載することができました。1の②がリーフレットやチラシの作成と配布数です。すでに作成しているけんりサポートすいたのリーフレット、専門相談チラシと専門職派遣チラシの時間や文言の修正を行い、新たに当事者向けチラシ、親族後見人向けチラシを作成しました。2の①が出前講座の実績です。令和8年1月時点では16回、その内訳を月別に記載しております。支援機関向けや地域住民向け、障がい児者の家族会、支援学校など、幅広く出前講座を実施しました。2の②の市民向け講演会等については、吹田市との共催で地域福祉市民フォーラムを開催しており、地域共生社会をテーマにした幅広い権利擁護支援をテーマとし、西宮市社会福祉協議会副理事長の清水明彦様による講演に加え、市内で活動されている諸団体に御報告いただきました。2の③は支援機関向けセミナー等で、協議会の委員であり、専門相談でも御対応いただいている、矢島様による「本人中心とした権利擁護支援」をテーマとし、事例検討とグループワークを実施しました。また、こちらに記載はありませんが、2月には市民向け研修として、成年後見制度の概要と申立て書類の書き方について、専門相談でも御対応いただいている司法書士の徳永様にお話しいただいております。3の広報啓発その他については、短時間でけんりサポートすいたを周知した会議等を記載しております。今年度の新たな取組としては、一次的

相談窓口である、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターとの情報交換会を実施し、市内全6ブロックあるうち2ブロックで実施しており、3月にも1ブロックで実施しています。その他についてです。日常生活自立支援事業については待機者数が15名おり、今なお待機者が出ている状況であります。その下、吹田市成年後見審判申立て審査会の参加が8回、親族後見人後見活動を行う法人への支援については0件となっていますが、実際は親族後見人からの相談は入っており、相談者属性のカウントを「家族」でカウントしていた経過があるため0件となっています。また、昨年の夏から秋にかけて申立て支援をした御家族が親族後見人となり、初回報告の相談や専門相談につながったケースもありました。運営委員会については2月に1度開催、3月26日にも開催予定のため、年5回の開催予定です。協議会については、今回の協議会を含めると年に2回の開催となります。

つづいて、資料1-3をご覧ください。センター職員で対応した相談事例となっています。それぞれの課題の種類、「さまざまな支援者が関わる」「困難事例」「身寄りのない高齢者」から、それぞれの事例をひとつ説明させていただきます。①についてです。本人は知的障がいがある子との2人暮らし、本人は認知症の進行もみられました。関わり当初は計画相談員から相談があり、本人と子の成年後見制度の説明について対応しましたが、制度にはつながりませんでした。その後、本人の体調不良をきっかけに入院する流れとなった際、後見人が選任されていないために入院を断られてしまったことがあり、ケアマネジャーが入院先を見つけるのに苦慮されました。また、本人が子の金銭管理をしていましたが、認知機能の低下から管理することが難しくなってきた経過があり、市が介入することで世帯を分離することになりました。再度、本人を支援している関係者とカンファレンスを行い、在宅での生活が難しくなってきていることから、成年後見制度の利用に向けて動くことになりました。現状は申立てをすることができ、保佐人が選任されている状況ではありますが、以前住んでいた住まいの撤去費用や退去の手続き等の課題が解決していない状況です。続いて②のケースになります。このケースについては、障がいがある子の親族後見人をしている母について、計画相談の方から相談がありました。当初、母としては子に残すお金のことでの相談でしたが、話を伺うと、調査官から定期報告の書類作成について2人で作成してほしいとのこと。調査官に確認すると、母の年齢を踏まえると専門職への引継ぎをするべきではないかとのことでした。再度、本人宅に訪問し、専門職への引継ぎを提案すると母から承諾を得た

ため、調査官とともに訪問しましたが、母からは制度そのものを辞めたい、制度を利用したのがまちがいであったと話され、引継ぎの話ではなく、制度の審判取消しの話の方向となってしまう、取消しの方向で母は動いています。続いて⑤のケースです。このケースについては、身寄りのない高齢者とさまざまな支援者が関わるケースとなっており、この後のグループワークでも、みなさんに検討いただく事例となっております。その際に事例の詳細もお伝えさせていただきます。続いて専門相談・専門職派遣の相談事例になります。まず、①②④についての困難事例ケースです。①②④のケースの特徴としては、支援者の立場から見た時に何か支援やサービスが必要だと思っても、本人が拒否をしてサービスにつながらないということです。また、共通しているのは「家族が悩んでいる」ということです。①については、本人から困っているという SOS があるものの、支援につなごうとすると拒否がありつながらない、②④については、本人から困っているという SOS はないが、支援者の立場から何かサービスにつなぐ必要性が感じられるものの、本人は必要性を感じていないことがあげられます。本人に対しての受け入れが難しい状況では、支援につながらない現状が見受けられ、また、本人が困らないように、家族が支援していることも要因のひとつではないかと考えられます。とは言え、家族の支援をストップすることも難しいため、本人に何かあった時にすぐに対応できるような支援チームとしての体制を整えておくことが重要ではないかと考えます。③については、障がいがある未成年の保護者からの相談で、成年後見制度だと必ずしも親がなれるとは限らないため、任意後見制度の利用をするべきなのかという相談でした。また、今年度は支援学校の先生からも出前講座の依頼がありました。高等部の保護者から、成年後見制度についての質問が多く挙がっているとのことで、12 月には支援学校での出前講座も開催した経過があります。このケースについては、異なる相談者から同様の相談で2件対応した経過があったため、ご紹介させていただきました。

つづいて資料1-4をご覧ください。令和8年度の運営委員会と協議会のスケジュールとなっております。協議会については年に2回の開催予定です。運営委員会については、2ヶ月に1回程度、9月の開催についてはその時の案件次第で開催予定です。次年度についても、三士会には協議会の前とその報告を兼ねた5月、1月、3月、その他必要に応じて呼びかけする予定です。裏面については、令和8年度の専門相談と専門職派遣のスケジュールとなっておりますのでご確認ください。次年度の協議会においても活発な御意

見を賜れたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、資料1-2の令和7年度の中核機関業務実施計画シートについて、要点を絞って御説明いたします。こちらのシートは令和8年1月末現在の実績に基づいて記載しております。ページの右端に書いてある1-Aなどの数字・記号を御参照いただければ幸いです。1ページ目1-A（広報機能-広報-市民向け）では、今年度新たな取り組みとして、支援対象者向けチラシ、親族後見人向けチラシを新規発行しました。既存の専門相談チラシ、専門職派遣チラシにも事例を少し記載しリニューアルしました。SNSでショート動画の発信も行っていく予定で、後程動画をご覧いただければと思っております。1-B（広報機能-広報-支援機関向け）では、今年度新たに「地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターとの情報交換会」を吹田市内6ブロックのうち2ブロックで実施しました。3月には追加で1ブロック実施しています。昨年度は中核機関について概要を各方面でお伝えするにとどまりましたが、日頃よく連携している1次窓口となる機関と課題共有や意見交換を行い、互いの役割について改めて理解することができました。また、医療機関にもセンターについて周知させていただき、その後、病院の相談員からの相談も複数件ありました。次年度は未実施の3ブロックで情報交換会を実施し、法人後見を受任しているNPO法人や児童福祉施設などにも中核機関の周知を行いたいと考えています。2ページ目1-C（広報-講座等啓発活動-市民向け）については、出前講座後やブース出展後に相談に至ったケースがありました。また、吹田支援学校など、未成年の保護者に向けての出前講座を実施し、障がいのある子を持つ親の関心の高さが伺えました。また、市民向け研修として、申し立て書類の書き方について司法書士の先生を講師に招き、実施しました。1-D（広報-講座等啓発活動-支援機関向け）では、出前講座や先述の情報交換会のほか、支援機関向け研修として、本人主体の支援について社会福祉士の矢島先生を講師に招き、実施しました。次年度も出前講座や情報交換会を実施してまいります。3ページ目2-A（相談機能-専門相談）では3月23日現在予約を含め、専門相談が年間48件中23件、専門職派遣が年間24件中11件と、わずかに目標に届かない状況です。引き続き周知を図るとともに、センター相談のなかで専門相談・専門職派遣につなげられそうな案件についてはつないでいけるよう努めたいと思います。2-C（相談機能-相談機能及び支援-支援機関向け）では、情報交換会を通じて「権利擁護に関する相談を受けた時に活用できるフローチャートのような資料

があるといい」といった御意見が上がったので、次年度以降、支援機関からの意見を聞きながら支援機関向けの手引きの作成など、相談しやすい仕組みについて検討したいと思います。4 ページ目 3 - B (成年後見制度利用促進機能 - 日常生活自立支援事業との円滑な連携) では昨年度末に待機者が解消されたものの、現在は待機者が発生しています。支援機関から日常生活自立支援事業のニーズをキャッチしていきながら、中核機関として日常生活自立支援事業担当職員と同行訪問するなど、成年後見制度の利用が必要な方について一緒に支援をすすめてまいります。5 ページ目 4 - A (成年後見人等への支援 - 親族後見人、後見活動を行う法人への支援) について、今年度から大阪家庭裁判所の御協力をいただいて、市内在住の被後見人等の親族後見人になった方にけんりサポートすいたのリーフレットを配布いただくことができました。また、今年度から親族後見人向けのチラシを作成し、配布しています。直接的な影響はまだ把握できていませんが、親族後見人からの相談で専門相談につながったケースもありました。今年度は昨年度以上の相談件数を受け、実績を積みつつ、課題やニーズを発見し他機関と共有していくことができました。来年度も中核機関としてさまざまな機関とともに、課題共有やより円滑に連携できるツール・仕組みづくりを進めていきます。そして、権利擁護に関することでお困りの方の早期発見・課題解決ができるよう努めてまいります。

事務局

令和7年度における中核機関への市評価について、資料1-2の7ページをご覧ください。市評価欄に記載のとおり、おおむね実施計画に基づき取組を進められていると評価しております。最後の段落では来年度以降の取組として、市民後見人の養成や受任調整会議の実施に向けた整備や、法改正への対応に取り組んでいく必要があるため、市としましても、けんりサポートすいたと連携して進めていきたいと考えております。市評価については以上でございます。続きまして、けんりサポートすいたのPR動画を作成しましたので、動画についてけんりサポートすいたから御報告いたします。

事務局

協議会内で、「動画での情報発信をしてみても」と御助言いただいたことを受けて、福祉総務室と一緒に中核機関をPRすることを目的にショート動画を作成いたしました。こちらの動画は吹田市社会福祉協議会のインスタグラムなどに掲載する予定です。中核機関を身近に感じていただけるような内容にしております。御覧いただき、御意見等ございましたらお聞かせいただけますと幸いです。

です。

(動画放映)

委員長 ありがとうございます。実際に受けた相談事例と業務実施計画評価シート、PR 動画について説明いただきました。この資料の市評価以外の部分については、別で設置しているけんりサポートすいたの運営委員会で御意見いただいたものになりますので、本日出席いただいている委員の皆様には、今の説明に対する御質問でも結構ですし、来年度に積極的に取り組んでほしいと思う機能や業務内容について御意見・御質問があればお聞かせいただけたらと思います。昨年この時期の協議会では、相談件数が799件という報告でしたが、今年は2,300件ほどに急激に増えております。事例報告でも説明いただいたように、非常に深刻な相談が中核機関に寄せられ、対応していただいている状況ということで、中核機関が本格的に機能しているという様子が伺えたのではないかと思います。

委員長 A委員はPR動画にも御出演いただいておりますが、撮影の苦勞や御感想などはありますか。

A委員 最後の方で少しだけ出させていただきましたが、成年後見制度のことはまだわからないという方が多いと思いますので、去年に比べて相談件数も増えていきますし、これから先ほどの動画なども広めていただき、皆さんの相談しやすい環境がどんどん整っていけばいいのではないかなと思っております。

委員長 ありがとうございます。資料1-1には多くのデータが並んでいます。量的なデータだけではなくて、実際に中核機関にどんな相談が寄せられているかという実態を知っていただくために、センター相談や専門相談に寄せられた相談事例を紹介していただきました。後程グループでじっくり検討していただく事例など、なかなか現場では前に進まないということが非常にたくさん増えて来ています。最近の大きな課題として、身寄りのない高齢者の問題についても相談が寄せられているということです。こういったことを地域で何とか支えていかないといけない状況の中で、中核機関が中心となる場面もあると思います。皆さんの方から今日の報告のことで、何か御意見等はございますか。

B委員 去年と比べて大分相談も増えているということで、広報活動をすごく積極的にされたんだろうなという印象がありました。また年度がもうすぐ変わって、うちの事業所でも新しいケアマネジャーが入ってきますが、どこの事業所でも新しい人が入って来ることがあると思うので、またそういった新人に向けても悩んだときに相談できる機関があるということを継続的に広報していただくようお願いできたらと思います。

委員長 ありがとうございます。ケアマネジャーもそうですが、障がい者への支援についても、現場では悩まれていることが多く、今回の事例報告でも障がい者に関する相談が出ておりますが、C委員はいかがでしょう。何かございますでしょうか。

C委員 わかりやすく御報告いただいたのですが、ひとつ思ったところは、事例の1とか、2、3のように、例えば障がいのある方とその家族も認知症であったり判断が難しいという場合に、これは相談件数としてどう上がっているのかを教えてくださいたいです。1件の中でカウントしているのか、どちらか相談があった方でカウントされているのか。実際こういったケースが多いので、計画相談からの初回相談も増えているなと思います。私どもも、「その他」に分類される診断を受けていない人をどう支援するか迷うときがあります。過去のことをほとんど誰も知らないような障がいのある方達のケースを、どういうふうに進めておられるのかなとも感じております。

委員長 ありがとうございます。件数のカウントの仕方とか、或いは生活歴が全くわからない方の対応についての御質問でした。これは身寄りのない方についてもそうですね。この間あった案件ですが、お一人暮らしで緊急搬送された方がいました。そうするとその方の経済状況も、その方の身の回りのことも全くわからないという、そういうケースも増えてきております。事務局そのことについてどうでしょうか。

事務局 まずカウントの仕方についてですが、御本人と子の両方が対象となる状況では、御本人様を1件としてカウントする場合もあれば、2人ともに対して成年後見制度の利用を勧めている状況になっていけば、2件に分けてそれぞれでカウントしているケースもあります。次の質問の生活歴がわからない方への支援について、非常に難しい問題かなと思います。知っている情報でしか対応する

ことが難しいので、御本人様を支えておられる支援者の方、御家族の方がいらっしゃれば、そういった方とのカンファレンスや情報共有の場を開催したり、専門相談、専門職派遣を活用し、どのように支援を進めていくのか、方向性を一緒に整理させていただけたらと思います。

委員長

どうもありがとうございました。この後のグループワークにもつながっていくようなテーマではないかなと思います。他に御意見なければ先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、続きまして議題2の権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討です。案件1、第5次地域福祉計画策定に係る「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」の実施結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2-1吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書（抜粋）について御説明させていただきます。こちらは、第5次吹田市地域福祉計画を策定するにあたって実施した市民向けアンケート結果から、成年後見制度に関する設問及び回答結果を抜粋したものです。令和7年度第1回協議会において、委員の皆様にご覧いただき、グループワークで、本実態調査を実施するにあたり「成年後見制度や日常生活自立支援事業についてどんな項目を設けると良いか」を話し合ってもらいました。いただいた御意見を踏まえて実施したアンケート結果について御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。まず、アンケートの概要についてですが、対象者数は2,000人で、市内にお住まいの18歳以上の方から抽出しており、抽出条件は、居住地域・年齢・性別が人口比と同様になるように設定しています。調査方法につきましては、郵送による調査と今回からWEBからも回答できるようにしました。その結果、1,116件の回答をいただいたものです。それでは、設問と結果の説明をさせていただきます。資料2ページをご覧ください。(1)成年後見制度の認知度について、「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」と回答した方を合わせると7割ほどで、前回調査時の令和元年度と比較して大きな差は見られませんが、認知度向上を目指す中で、微減する結果となりました。続きまして、3ページを御覧ください。(2)成年後見制度の利用意向について、どの年齢においても「わからない」と回答した方が多い結果となりました。この回答をされた層に対し、成年後見制度やけんりサポートすいたの周知、市民向け研修の開催等、広報に力を入れていく必要があると捉えています。また、

特に 60 代、70 代に「利用したくない」と回答する方が一定数見られることから、制度を正しくお伝えするとともに、そういった層に対して機会を捉え、丁寧なアプローチが必要です。続きまして、4 ページをご覧ください。(3)成年後見人になってほしい人について、先ほどの制度の利用意向の設問で「利用したい」と回答した方のうち、成年後見人には「家族・親族」になってほしいと考えている方が 8 割を超えていました。これらの結果から、今後制度の利用を検討されている方の家族や親族に対する申し立て支援や、後見人に選任された後の支援に対する需要が高いのではないかと捉えています。続きまして、6 ページを御覧ください。(4)利用したいと思わない理由について、先ほどの制度の利用意向の設問で「利用したくない」「わからない」と回答した方のうち、その理由を「制度を使わなくとも家族や親族がいるから」と回答した方が最も多い結果となりました。この設問に対する回答のうち、「一度利用したら途中でやめるのが難しいから」という項目については、前回協議会で、「法改正を視野に入れた項目を入れてはどうか」という御意見をいただいたことから、法改正により「終われる後見」になった場合のニーズを測るために追加した選択肢です。実際に 5.8%の方がやめられないことを理由に「利用したくない」と答えていることから、法改正されることで一定の利用が見込まれると考えています。続きまして、8 ページをご覧ください。(5)財産管理や契約の手続きについて、回答者の周りに判断能力が不十分な人がいた場合、どこに相談するかを尋ねました。こちらはグループワークでの御意見を受けて、けんりサポートすいたを認知し、相談先として選択する人がどれくらいいるかを測る目的で追加した設問です。けんりサポートすいたを開設して初めての実態調査として、6.2%という結果になりましたので、今後この数値の向上を評価指標にすることも検討し、けんりサポートすいたの周知に取り組んでいきます。最後に、10 ページをご覧ください。(6)成年後見制度の周知に効果的な方法について、「市の広報誌（市報すいた）」と回答した方が最も多く、次に「市のホームページや SNS」や「テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディア」が続きました。11 ページには年代別に分析した結果を記載しており、30 代以上のすべての年代が周知に効果的な方法として、「市の広報誌（市報すいた）」と回答した割合が最も高い結果となる中、30 歳未満の方は唯一「市のホームページや SNS」と回答した割合が上回る結果となりました。成年後見制度の認知度を聞く設問において、30 歳未満の方の 6 割が「制度を知らない」と回答していた結果も踏まえ、けんりサポートすいたが今後取り組んでいくショート動画や SNS による広報を通じて、

制度を知らない層への認知度向上をめざしていければと考えています。

委員長

資料2-1について説明がありました。この件について御意見、御質問がございましたら、お聞かせください。確か先ほどの報告では、広報紙に年間5回周知をされたということですが、やはり市の情報提供について非常に期待が大きいということですね。若い人がSNSで情報収集をされているということで、今後市の施策の方向性が少し見えてきたのかなと思います。家族に財産管理を希望する割合が8割を超えているということですが、現実には親族後見人の割合は年々減っており、2割を切っているという実態とこのアンケートの結果は真逆の結果が出てますが、実際はどうなるのでしょうか。他に御意見ございませんでしたら、次の議題に行きたいと思います。

委員長

続きますて案件2のグループワークに移りたいと思います。今回はAグループ、Bグループとも同じテーマについて話し合ってください。グループワークの進め方や、今回話し合ってくださいテーマについて、或いは今後の進行スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

グループワークの進め方やテーマについて御説明させていただきます。今回、委員の皆様を2グループに分けさせていただきます。各グループで同じテーマについて意見交換をしていただきます。委員長側のグループがAグループ、委員長職務代理者側のグループがBグループとなります。各グループにおける司会進行は委員長と委員長職務代理者に担当いただき、グループ内で出た意見については、総括の時間で書記の方に発表いただきます。書記として、Aグループは市職員、Bグループはけんりサポートすいた職員が対応させていただきます。グループワーク終了後、各グループの書記からグループ内で出た意見を発表していただき、その後けんりサポートすいたからこのケースへの対応について進捗状況を紹介いたします。最後に委員長に総括をしていただきます。また、本日はオブザーバーとして大阪家庭裁判所より裁判官の井川様、書記官の市場様、大阪府より角谷様、矢野様にお越しいただいております。オブザーバーの皆様は、グループで交わされる意見をお席にてお聞きくださいますようお願いいたします。なお、市職員とけんりサポートすいた職員については、グループワークが開始されたら各グループの周りに移動をお願いします。グループの指定はごさ

いませんので、2グループを自由に行き来していただいても結構です。続きまして、今回皆様に話し合っていたくテーマとワークシートについて御説明させていただきます。まず、テーマですが、議題1で紹介させていただいた、けんりサポートすいたが実際に受けた相談内容のうち1件のケースをもとに事例検討を行っていただきます。ケースの内容については、けんりサポートすいたより御説明いただきます。

事務局

お手元に資料2-2を御準備ください。事例について御説明いたします。Aさんは80代の男性です。独居で府営住宅にお住まいで、要介護1の認定を受けておられます。災害をきっかけに吹田市に転入されました。兄弟両親が他界されています。婚姻歴もなく子もいません。甥や姪もおらず、身寄りがない状態です。1人で自由気ままに生活されてきましたが、一昨年の夏に脱水症状で入院され、ADLの低下が見られたものの、特に外出については問題ありませんでした。ホームヘルパーが来る日時を忘れて外出しようとしたり、必要な支払いができていないものもあればできなくなっているものもあるなど、認知症の症状が見られるようになってきました。認知症の確定診断は受けておられません。先ほども申し上げたように少しADLの低下があるものの身体的な健康状態には問題がございません。この方は最近、健康意識からサプリメントや高級マットレス等を通販で頻繁に購入されるようになりました。預金を切り崩して支払っている状況です。こちらのサプリメント等についても支払いを忘れてしまって滞ることもあり、督促が届くこともあります。郵便物の管理ができておらず、市役所からの郵便物の不在票も郵便受けにそのままにしていたために、健康保険の資格確認書を受け取ることができませんでした。ケアマネジャーが書類の処理や支払い促しをやむを得ず行っている状況です。何とか手続きの支援をしていただき、資格確認書を手に入れることができました。年金は月十数万円で、預貯金も尽きるのではないかと支援者は心配しています。週4回、ホームヘルパーを利用され、デイサービスに週3回行っていますが、こちらの日時を覚えていないこともあります。けんりサポートすいたの職員が訪問して状況を聞き取ろうと、少し踏み入った預貯金状況やお金の管理について聞こうとしたところ、「余計なお世話や、なんであんに言わなあかんねん」と言われてしまいました。入院したときにどうするのか、亡くなられた後不安じゃないですか、ということをやケアマネジャーさんから聞いてもらっても、「そんなことは知り合いがやってくれる、わしは死なへん」と、危機感がありません。権利擁護支援チ

ームについて紹介します。御本人にはケアマネジャーがいらっしゃる、ホームヘルパーを利用されていること、デイサービスの事業所に通われていること、あとはケアマネジャーに移行する前に要支援だった頃から地域包括支援センターが関わっていて、今は市やケアマネジャーが本人の状況を把握していますが、その御本人の受け入れがなかなか難しいということで包括支援センターも継続して関わっている状況です。他には近隣にお住まいのBさんを頼りにされています。Bさんは御高齢で体力面も落ちてきているというところもあり、御本人を手伝う回数も減少していて、現在はごみ出しの支援のみしていただいています、毎回できているというわけでもない状況です。けんりサポートすいたが自宅を訪問して、本人さんの状況や思いを確認しました。けんりサポートすいたが支援方針を確認するために、ケアマネジャー、ヘルパー、地域包括支援センターと一緒に会議を開き、本人にどうアプローチしたらいいのか、任意後見制度が有効なのか等について、専門職に相談するために、専門職派遣を利用するに至りました。専門職派遣を活用し、権利擁護支援チームに対して助言をいただきました。この専門職派遣では司法書士の先生と社会福祉士の先生にお越しいただきました。助言内容がこの4つです。1つ目が、成年後見制度を利用するなら任意後見制度ではなく法定後見制度の方がいいのではないか。2つ目が、本人の拒否が強いけれども、預貯金が減って、本人の衣食住が侵されていく可能性もありますので、市長申立の可能性も検討してもいいのではないかというお話もいただきました。3つ目が、本人の判断能力の低下、家賃滞納等、今よりもさらに生活環境が厳しくなるような状態の変化のタイミングを図る必要があるのではないか。4つ目が、実際の預貯金額の残額や認知症自立度など、客観的な事実が未確認のところもありましたので、そこを再確認して、どういうふうに進めていったらいいかの判断材料にしてはどうかとご助言いただきました。このような事例について、今からグループワークで皆様に御検討いただけたらと思っております。

事務局

続きまして、資料2-3のワークシートをご覧ください。今回のグループワークの目的とトークテーマを記載しております。また御意見の欄につきましては、メモをとっていただくのに御活用いただき、時間までに各グループで出た意見や案をまとめていただけましたらと思います。グループワークの説明は以上となります。それでは、15時25分までグループワークを始めてください。委員長と委員長職務代理者はお席の移動をお願いいたします。

(A・Bに分かれてグループワーク実施)

事務局 それではお時間となりましたので、グループワークを終了して
ください。皆様お席にお戻りいただきますようお願いいたします。

委員長 それでは、総括の時間に入りたいと思います。各グループで出た
意見は書記の方に発表していただきますので、まずは、Aグループ
から発表をお願いします。

事務局 Aグループではトークテーマ①のどのようなアプローチができる
かについて、やはり信頼関係の構築が大切であるといった意見
が皆さん共通で出ておりました。一人暮らしの方にお金のお話を
しようとなると、なおさら警戒心を持たれてしまい、本人の意向を
聞くのが難しい状況があるため、唯一心を開いているBさんに協
力していただくことが一番近道なのではないかといった意見が出
ておりました。また、チームで支援するにあたって、通常支援チ
ームが形成されるまでに相当な時間がかかることを踏まえると、現
時点で既に権利擁護支援チームが形成されているので、まず一步
前進しているのではといった意見もございました。また、ホームヘ
ルパー等のサービスが介入している状態を踏まえて、そこからも
少しずつアプローチができるのではないかと御意見がありました。続
きましてトークテーマ②の実際に似たような相談を受けたエピソード
等については、皆さんが経験したさまざまなケースを御紹介いた
だきました。お一人暮らしの方がお金をどんどん使ってしまう状
態の中で、御本人は静かに暮らしたい、一人で自立して暮らして
いるのに、どうして介入されなくてはいけないんだといった心理
状況になっている中で、周りが支援していくことが難しいとい
ったお話でした。たくさんの方が一気に本人と関わろうとしてし
まうことで、本人の心理的ハードルも上がるので、今回の事例に
も共通するように、時間をかけてでも信頼関係を築いていくこと
が大切だという御意見もありました。また、お一人暮らしの方の
課題を自治会の方が発見したことで支援につながったというケ
ースもございましたので、そういった地域の方や、支援者の方が
発見できるように、日頃からの地域における顔の見える関係づ
くりが非常に重要ですといった意見もございました。トークテ
ーマ③の身寄りの支援が期待できない高齢者に対する支援や仕組
みのアイデアについては、やはりできるだけ早期に支援チームを
形成し、日々支援をされているケアマネジャーや、あとは事例のBさ

んのような地域の方と協力して、けんりサポートすいたを中心にチームで支援していくのが一番近道なんじゃないかといった意見が出ました。また、一人暮らしであるということまではわかっている、身寄りがないかどうか分かるまでに時間がかかるのも難しいですね、といった意見も出ておりました。Aグループは以上です。

委員長

どうもありがとうございます。わかりやすくまとめていただきました。最初は特に①のテーマはなかなか意見が出にくいかなと思っていましたが、何ともう時間が足りないぐらい、いろいろな意見を出していただきましてありがとうございます。それではBグループの発表をお願いいたします。

事務局

Bグループではざっくりばらんに皆様から御意見をいただきました。Aグループとも重なっているところはありますが、まずは本人の本心を聞き出すことが一番重要だという意見がございました。そうした意味では、やはりBさんがすごく関係性も近いのかなということで、Bさんもキーパーソンに入れながら支援チームとしてどう取り組んでいくのか、そういった視点も重要であるという意見がございました。もし今後何か起こったときに、本人の判断能力がどうなっているのかが心配だという意見や、これだけ本人の拒否がある中で、どうやってここまで情報収集できたのかがちょっと気になるといった御意見もございました。また、本人を交えてどこまで支援できるのか、先ほど述べたように、信頼できる関係性と、本人の生活の視点を大事にすることが重要といった意見もございました。他にもこういった人がいないか、地域ぐるみで見守る視点を持つということも、中核機関として重要な役割だという意見もございました。やはり本人との関係性が非常に重要ですので、横のつながりをいかに伸ばしていくのか、またこれから暑くなってきたときに体調面でも、リスクが増えるかなと思います。そういった長い視点で計画的にモニタリングをしていく役割も中核機関として音頭を取っていく部分だという意見もございました。Bグループは以上です。

委員長

どうもありがとうございます。Aグループ、Bグループにいろいろな意見をいただいてまとめていただきました。今回の事例はけんりサポートすいたが実際に相談を受けた内容となりますので、どのように対応されたか説明をお願いしたいと思います。

事務局

皆さん、貴重な御意見をたくさんありがとうございます。この事例に関しましては、今もまだ継続中で、走っている最中でございますが、専門職派遣を受けまして、まずは事実確認をしていく必要があるなというところで、ケアマネジャーを中心に本人の経済状況や、あとは本音であるとか、そういうところを聞き出していこうと今動いています。ケアマネジャーからの情報を聞いて、今後どうしていくかを再度支援チームで検討していきたいと考えているところです。

委員長

現在も継続中の案件で、専門職派遣の助言に従ってケアマネジャー中心に動いているというところですね。今までお聞きしましたA・Bグループとも、やはり本人の心の扉を開くといいますか、信頼関係を構築しながら、すぐに成年後見制度の利用だとか課題解決ということではなく、支払いや手続きであるとか、日常生活の細々した困りごとを少しずつ支援しながら、理解を深めていくという、長い期間が必要ではないかなと思います。専門職派遣でもありましたように、状況変化のタイミングを図りながら、支援の手を差し伸べていけるといいのかなと思います。私が気になったのは要介護1とありますが、ADLはそんなに落ちてないし、どこが要介護という判断になっているのかなと感じはしました。けれども認知症の確定診断は受けていないということもそうですが、その辺の事実関係は明確にできればと思います。それからもう1つやはり住民全体が自治会の方や或いは民生委員さんのような気付きを持って、地域課題として対応していかなければいけないかなと思います。本人への支援と地域への支援という視点で、中核機関として事業を進めていく必要があるのかなと思った次第です。私のグループでも、身寄りのない高齢者の事例を挙げてくださいますらいっぱいありすぎて、何を挙げていいかわからないというくらい、地域ではそういう問題がたくさん起こっていて、今後減ることなく増えていくという状況ですので、しっかりとした仕組み作りが必要だと思っています。それからもう1つ、支援チームができることは良いことなのですが、そのチームの中でも方向性の一貫性をもてるように、お互いに共通認識を持って、チームでの情報共有をしていくことも大事だという御指摘もございました。ありがとうございます。本日の議事はこれで終了となりますが、委員の皆様におかれましては、今年の6月で任期が満了となるため、本日が任期中最後の会議となります。よろしければ、協議会を通じて思ったことや、これからの中核機関の運営・権利擁護の推進に期待することなど、お一人ずつ御意見・御感想などをいただければと思

います。

D委員 今期初めて協議会の委員として関わらせていただきまして、自治体が抱える問題であったり課題であったりに対して、多くの方々が少しでも市民が暮らしやすい吹田市にしようと、積極的に動いておられることにすごく感銘を受けました。またこういった情報を共有させていただいたことで、私も司法書士会の方で何かそういったことを話す機会があれば、また、吹田市の問題点や課題であったり、何ができるのかといった視点からお話ができたらなと思っております。どうもありがとうございました。

E委員 けんりサポートすいたができて1年経ちましたが、やはり最終的にこの資料2-1にある、成年後見制度のことをどこに相談しますかという設問への回答が、地域包括支援センターを上回るぐらいの存在意義というか、「けんサポ」があるんだな、という市民意識が出てくるともっといいなと思います。それから支援者の思いと本人の思いの差というものも存在するので、本人目線の本人の立場に立った支援が進むように、支援者向けのパンフレットを作られるということですので、それをどういうふうに噛み砕いてきちんと活用していくかが、今後の大きな課題かなと思います。

A委員 民生委員は個別訪問による見守り声かけ活動を中心に行っていますが、吹田市は高齢化率が24%で、全国平均よりも低いです。数にすると確か65歳以上が9万人、75歳以上の5万5千人程おられると思います。この数年で団塊の世代の方が75歳になったので後期高齢者数が急増していますが、地域でもやはり認知症の傾向が出ているような方がおられます。この成年後見人制度は非常に大事な話で、この対象になる方がこれからものすごく増えてくるんじゃないかと思っています。そのためにも今からしっかりと整備していく必要があると思います。今回みたいに支援チームを作って1人に何人かの支援者があたっているというのはすごく恵まれていると思うんですね。今後対象者が増えると複数での対応も難しくなっていくと思います。ですから、もっと周りの人が制度の事を知って、早めに発見できるようにしていくことが大事なので、私どもも何かあったらけんりサポートすいたに相談したらいいよということを広げていきたいと思っています。

F委員 医療の立場からこの協議会の前身の検討会議に参加させてもらってから、あれよあれよという間に中核機関ができあがり、走り出

したと感じていて、見ていて心強く思っております。僕自身は医療において現場を持つ人間で、中核機関の具体的な機能が見え始めたときに、自分の行いについてちゃんと見張りがつくと言いますか、オープンにされるということがとても必要だなと思っていたところですので、参加させてもらって勉強にもなりました。僕はもともと後見人という存在が機能するというよりは、後見人はシンボルであって、支援チーム側からすると後見人がついたからと言ってなんでも全部やってくれるだとか、決めてくれるというような感覚ではいけないと思っています。チームの中でもやっぱり医療は健康ばかりで、福祉は生活を一生懸命応援するわけです。Aさんの場合もそうですが、Bさんのような存在が人として総括してバランスをとるという視点が、より当たり前になっていけばいいなと思います。その中で中核機関が果たす役割は、時間をかけて信頼関係を作るというよりは、そういった関係が作られていくように働きかけ、関与していくことかと思っています。すでにできている関係をより強化するとか、既存のチームがより良く機能するように再構築するなど、刺激とかきっかけになる役割を中核機関が果たしてくれたらいいなと思うところです。

G委員

訪問看護をしている立場で、今回このような会議に参加させていただき、最初はよくわからず不安もありましたが、日々訪問する中で、先ほどの事例のようなケースが特別ではなく本当にぎらにあります。少しずつケースは違いますが、ずっと悶々としながらサービスを行っていたんですが、こうしてこの協議会に参加させてもらったことにより、いろんな人と情報共有ができて、相談できるところがあるということがすごく大きなことだと思いました。私たちもケアマネジャーに事細かく情報を共有して、早め早めに地域包括支援センターに相談したり、けんりサポートすいたにもお世話になっていて、ちょっとずつでもチームとして動いていけるようになったのがすごく大きなことかなと思っています。これからはもっといろんな人が増えてくると思いますが、こうやって上がってくるケースは良くて、埋もれているケースがまだまだあって、そこはやはり地域や自治会も頑張っって連携していかないといけないかなと思いました。

B委員

中核機関ができる前からでき上がった後まで関わらせていただいてありがとうございました。今日の事例にもあったように、どこか1つの機能だけがうまくいってればそれで終わりとはいかないものだなということが実感できました。今後もこのけんりサポ

ートすいたを始め権利擁護支援が吹田でうまく回るように、ケアマネジャーとしても一緒にやっていきたいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

C委員

準備の段階から私も参加させていただいて、自分自身学び直しができたと思っています。今日も事例にあったようにどうしても、現場で働く相談員としては、権利擁護意識が薄れていないかなっていうのはすごく感じていたところなので、こうやって成年後見や権利擁護に関わる事例に触れることで、権利擁護意識が高まっているんじゃないかと思います。今日の事例のように一人暮らしの方をどうすればという課題もありますが、障がいがある方は家族がいるケースが多く、その場合はなかなか御家族の理解が得られずにうまく進まないというケースも多いです。私たちも一緒に考えながら、これを利用することで安心できることを伝えたり、今度の法改正についても説明していけるようにと思っています。このグループワークのように、ケアマネジャーのシャドーワークがどうしても増えているのが現状だと思うので、そこをけんりサポートすいたがやってくれるのかと最初のうちは思っていたんですが、そうではなくて、一緒にやりながら専門的な観点で支援いただくことで、気持ちの軽減ができると気付きました。私たちも心を新たに今後一緒に頑張っていかなければいけないなと思いました。

H委員

個人的な感想を言いますと、私は知識もそんなにないので場違いかなと不安ながら参加させていただきました。ただ、貢献できるとしたら金融機関なので、窓口に来られたお客さんに、制度の案内ができたりとか、周知に協力できるんじゃないかというのがきっかけで参加しています。今回の事例のように、自分のおじいちゃんとかおばあちゃんとか、お父さんとかお母さんが困らないような、吹田市の健康に関する安全とか安心、財産に関する安全とか安心に貢献できることが、信用金庫が掲げる地域貢献にもつながりますので、これからも一緒に考えていきたいなと思っています。

委員長職務代理者 中核機関ができてまだそんなに時間は経っていませんが、専門相談や専門相談の手前のところの相談で様々な現場の皆さんとつながり始めていることが実感できてきているのではないかとと思っています。市民意識調査結果も、けんりサポートすいたに相談すると回答した割合は10%未満かもしれませんが、この時期でこれぐらいの認知度があるというのは、他の市町村だとかなかなかないのではないかとむしろ思っています。そういう意味では開設時

から市民の皆さんにけんりサポートすいたの存在感を示しているんじゃないかなと思っています。市民向けの講座も、毎回意思決定支援を大切にして、本人中心の支援を吹田ではやっていくことをしっかりとアピールしていただいていますので、支援者目線や支援者課題も大事ではありますが、今日の事例のように、やはり本人がどうしていきたいのかという、生活や暮らしの視点から権利擁護の仕組みが吹田の中で育まれていくといいなと、いつも思いながら参加しています。中核機関としてすぐにまた法改正に対応していく必要があり大変だとは思いますが、決して今の取組から方向転換をしないといけないようなことにはならないので、今の取組をしっかりと進めていくことによって、法改正後の制度にも対応していけると思います。頼れる身寄りのない人の話は、全国津々浦々で課題となっていますが、これも社会福祉法で、地域福祉計画の中に頼れる身寄りがない人について記載しないといけないというように、もうすぐ改正されていきますと、今日のような事例の人たちに対して、市ができること、専門職ができることを、地域の皆さんでそれぞれ支え合えることと、しっかりと仕組みを作っていくことが、これからますます大事になりますので、協議会でもそういったお話についてもまた議論ができたらいいなと思っています。次年度以降、さらにいろんな課題を進めていただけるということを期待して、感想としたいと思います。

委員長

私の方からは、令和4年8月に中核機関を整備するための検討会議が発足しまして、令和6年7月にこの協議会が立ち上がり、ほぼ2年近くが経過したところです。今日の皆さんの意見もそうですが、おかげさまで三士会をはじめ、協議会委員の皆様方の協力のおかげで、中核機関に関する機能であるとか或いはその共通認識が少しずつ醸成されてきたのではないかなと非常にありがたく思っております。今後は権利擁護支援の輪を市内一円に広げていくように、市民後見人の養成についても、いろいろ研修会を受講されるなど、理解を深めておられるところですが、できるだけ早い時期に開始されることを願っております。また、協議会のこの短い時間でいろんなことが報告されますが、何が何件あったという量的なデータも非常に大事ですが、実際この市内でどんなことが起こっていて、地域の人達がどんなふうにその人たちを支えているのか、今日の事例のようにこの協議会で深めていき、地域の支援者の皆さん方の知恵をお借りしながら、中核機関の事業をどんどん進めていただき、1人でも取り残されることがないように支援をしていけるような中核機関になっていただけたらと思っております。

最後に、今日は大阪家庭裁判所の裁判官にお越しいただいておりますので、本日の協議会全体を通じて御感想などございましたら、お伺いしたいと思います。

大阪家庭裁判所 今日この協議会からヒントになればというところを含めてお話しさせていただけたらと思います。けんりサポートすいたが動き出していることを今日の報告を聞いて改めて感じました。中でも相談件数にそれが現れていると思います。今日も相談件数の分析がありました。ひとつ思ったことが、ぜひ他の中核機関とも連携して情報交換をしていただけたらなと思います。それで何が見えてくるかという、他市との違いが出てくるとは思いますし、その違いになるところにまた力を入れるべきポイントが出てくるかもしれません。或いは真似できることがあるかもしれませんし、そういう意味で横のつながりというのを作っていただけたらいいのかなと思いました。もう1つ、地域福祉の実態調査の報告がありましたが、これについても情報交換をしてはどうかと思っています。調査項目自体はこの協議会でも練った上で作られたと聞いていますが、そういう意味では各市町村でそれぞれ実施しているので、これを突き合わせてみると、違うところや真似できるところが出てきて、研究材料になるかなと思っています。今日の報告の中で、「知らない・わからない」という回答層にどう切り込んでいくかというお話がありましたが、成年後見という言葉で「成年後見制度を知っていますか」という質問になっていて、この後見という言葉が社会的に残るかどうかわかりませんが、今後は後見とプラスアルファの周辺制度も含めて、いわゆる権利擁護支援制度という言葉で周知を図っていく必要があるのかなと思ったりします。その話は広報の仕方にも関わってきますが、見直し後の制度では、おそらく本人の同意というのがかなり重視される制度になる予定です。今の成年後見制度の周知というのは、おそらく支援者や御家族に向けての広報なり周知なりという活動を中心にすると思いますが、御本人に向けた周知の活動というのを少し考えていかないとはいえないと思っています。判断能力が低下している方を対象にしていますので、そういう方々にこういった難しい制度をきちんと説明すること自体非常に難しいんですが、いずれにしても本人が選択をして、本人に納得してもらおう場面が増えますので、そのあたりも踏まえて広報活動を考えることも必要かなと思っています。今申し上げたように非常に難しいので、吹田市だけでできることは思いませんが、制度が変われば厚労省などから説明ツールが作られたりという話が出てくるかと思っています。そういう情報を

しっかりキャッチして、本人に向けた広報というの進めていただけたらと思います。もう1点、今日の事例検討で、中核機関としてはいわゆるチームの形成支援や調整の作用の部分が試される場面になると思います。現場でどうしていくのか今日もいろいろ議論していただき、私も非常に参考になりました。自由気ままに生きている方にとってはお節介に当たるかなと思われることもありますが、このお節介を本人に受け入れてもらうためには、お節介が快適だと思ってもらうことが必要かなと思います。この権利擁護支援でそれを継続していくためには、チームにとっても無理なく継続できて、役割分担ができていくという状態を作っていく必要があるのかなと思います。今日それぞれの班で出た話にもありましたように、そのためにはキーパーソンを見つけるとか、或いは地域包括支援センターとの連携を図るとか、そういうことが出てくると思いますし、ひいては地域とのつながりを持って中核機関が機能するという話につながっているんだろと思っていて、そういう観点から非常に今日は興味深くグループ討論を聴かせていただきました。私もいくつかの市町村の協議会に参加させていただいていますが、こういう形でグループ討論をしているところはあまりないかなと思います。皆さんの意見を聞き出すというのは非常にいい取組かなと思っています。こういう議論を重ねながら、けんりサポートすいたが一回り大きくなっていただければいいかなと思っています。

委員長

本当にありがとうございました。貴重な意見をいくつかいただきました。本日皆様方からいただいた御意見を踏まえて、第5次吹田市地域福祉計画や吹田市成年後見制度利用促進計画の策定、けんりサポートすいたの運営に取り組んでいただけたらと思います。